

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年6月12日提出
【計算期間】	第2期中（自 2022年9月13日至 2023年3月12日）
【ファンド名】	お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山辺 僚一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号
【事務連絡者氏名】	高橋 秀嗣
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号
【電話番号】	03-6256-9135
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド】

以下の運用状況は2023年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	23,018,765,165	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△12,384,081	△0.05
合計(純資産総額)		23,006,381,084	100.00

(2)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2022年 9月12日)	34,631	34,631	1.0396	1.0396
2022年 3月末日	23,507	—	0.9762	—
4月末日	22,440	—	0.9308	—
5月末日	24,367	—	0.9360	—
6月末日	26,130	—	0.9256	—
7月末日	31,044	—	0.9806	—
8月末日	32,847	—	0.9874	—
9月末日	30,507	—	0.9330	—
10月末日	32,435	—	0.9943	—
11月末日	30,749	—	0.9788	—
12月末日	27,694	—	0.9162	—
2023年 1月末日	26,422	—	0.9465	—
2月末日	24,897	—	0.9643	—
3月末日	23,006	—	0.9494	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年11月 8日～2022年 9月12日	0.0000
当中間期	2022年 9月13日～2023年 3月12日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2021年11月 8日～2022年 9月12日	3.96
当中間期	2022年 9月13日～2023年 3月12日	△8.46

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド

以下の運用状況は2023年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,301,983,716	5.66
	アメリカ	17,664,353,412	76.74
	アイルランド	3,814,223,881	16.57
	小計	22,780,561,009	98.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	237,869,094	1.03
合計(純資産総額)		23,018,430,103	100.00

2【設定及び解約の実績】

【お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2021年11月 8日～2022年 9月12日	35,290,731,038	1,977,534,094
当中間期	2022年 9月13日～2023年 3月12日	1,087,667,171	9,141,828,779

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2022年 9月13日から2023年 3月12日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2022年 9月12日現在	第2期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	137,365,707	2,855,830
親投資信託受益証券	34,631,906,369	24,020,739,959
未収入金	23,624,791	392,724,738
流動資産合計	34,792,896,867	24,416,320,527
資産合計	34,792,896,867	24,416,320,527
負債の部		
流動負債		
未払解約金	52,731,868	216,580,370
未払受託者報酬	2,118,302	3,169,025
未払委託者報酬	103,796,941	155,282,189
その他未払費用	2,336,098	2,452,652
流動負債合計	160,983,209	377,484,236
負債合計	160,983,209	377,484,236
純資産の部		
元本等		
元本	33,313,196,944	25,259,035,336
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,318,716,714	△1,220,199,045
（分配準備積立金）	2,462,335,398	1,813,463,016
元本等合計	34,631,913,658	24,038,836,291
純資産合計	34,631,913,658	24,038,836,291
負債純資産合計	34,792,896,867	24,416,320,527

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2021年11月 8日 至 2022年 5月 7日	第2期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	△887,944,676	△2,701,405,941
営業収益合計	△887,944,676	△2,701,405,941
営業費用		
受託者報酬	2,119,888	3,169,025
委託者報酬	103,874,689	155,282,189
その他費用	3,141,396	2,468,183
営業費用合計	109,135,973	160,919,397
営業利益又は営業損失（△）	△997,080,649	△2,862,325,338
経常利益又は経常損失（△）	△997,080,649	△2,862,325,338
中間純利益又は中間純損失（△）	△997,080,649	△2,862,325,338
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△27,337,074	△683,978,746
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	1,318,716,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,857,743	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,857,743	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	608,088,678	360,569,167
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	338,436,638
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	608,088,678	22,132,529
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△1,566,974,510	△1,220,199,045

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		第1期 2022年 9月12日現在	第2期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1.	受益権の総数	33,313,196,944口	25,259,035,336口
2.	元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	—	1,220,199,045円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0396円 (10,396円)	0.9517円 (9,517円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年 9月12日現在	第2期中間計算期間末 2023年 3月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（2022年 9月12日現在）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間末（2023年 3月12日現在）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第1期 自 2021年11月 8日 至 2022年 9月12日		第2期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,369,548,497円	期首元本額	33,313,196,944円
期中追加設定元本額	27,921,182,541円	期中追加設定元本額	1,087,667,171円
期中一部解約元本額	1,977,534,094円	期中一部解約元本額	9,141,828,779円

（参考）

当ファンドは、「お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外となっております。

お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2022年 9月12日現在	2023年 3月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金	14,545,223	△313,968,747
金銭信託	509,747,349	587,500,957
投資信託受益証券	34,137,196,334	23,810,278,922
未収入金	-	329,694,201
流動資産合計	34,661,488,906	24,413,505,333
資産合計	34,661,488,906	24,413,505,333
負債の部		
流動負債		
未払金	5,363,000	-
未払解約金	23,624,791	392,724,738
流動負債合計	28,987,791	392,724,738
負債合計	28,987,791	392,724,738
純資産の部		
元本等		
元本	33,001,626,043	24,871,339,780
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,630,875,072	△850,559,185
元本等合計	34,632,501,115	24,020,780,595
純資産合計	34,632,501,115	24,020,780,595
負債純資産合計	34,661,488,906	24,413,505,333

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2022年 9月12日現在	2023年 3月12日現在
1.	受益権の総数	33,001,626,043口	24,871,339,780口
2.	元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	—	850,559,185円
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0494円 (10,494円)	0.9658円 (9,658円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年 9月12日現在	2023年 3月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませ	同左
2.時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（デリバティブ取引に関する注記）

（2022年 9月12日現在）

該当事項はありません。

（2023年 3月12日現在）

該当事項はありません。

（その他の注記）

自 2021年11月 8日 至 2022年 9月12日		自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,369,548,497円	期首元本額	33,001,626,043円
期中追加設定元本額	26,204,648,270円	期中追加設定元本額	562,745,269円
期中一部解約元本額	572,570,724円	期中一部解約元本額	8,693,031,532円
期末元本額	33,001,626,043円	期末元本額	24,871,339,780円
元本の内訳※		元本の内訳※	
お金のデザイン・グローバル・ソー		お金のデザイン・グローバル・ソー	
シャル・デベロップメント・ファン	33,001,626,043円	シャル・デベロップメント・ファン	24,871,339,780円
ド		ド	

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2023年3月末現在

資本金

100,000,000円

発行可能株式総数

普通株式1,000,000株

A種優先株式100,000株

B種優先株式200,000株

C種優先株式100,000株

D種優先株式100,000株

E種優先株式350,000株

X種株式85,000株

発行済株式総数

普通株式201,500株

A種優先株式75,125株

B種優先株式154,691株

C種優先株式81,456株

D種優先株式74,972株

E種優先株式191,531株

X種株式84,283株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2018年6月29日	3,240,221,662円（740,232,862円）
2018年9月28日	3,590,214,142円（3,240,221,662円）
2019年3月22日	100,000,000円（3,590,214,142円）

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業も行なっています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年3月31日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	76,583
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	11	76,583

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けており、第10期中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,170,217	2,547,893
預け金	970,428	26,878
売掛金	3,608	3,223
預託金	2,010,010	—
未収消費税等	54,700	65,263
その他流動資産	95,590	105,141
流動資産計	5,304,555	2,748,399
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	23,606	23,606
器具・備品	34,633	35,357
減価償却累計額	△42,380	△57,088
建設仮勘定	—	181,937
有形固定資産計	15,859	183,812
無形固定資産		
ソフトウェア	122,768	75,321
ソフトウェア仮勘定	104,649	107,755
その他無形固定資産	1,003	834
無形固定資産計	228,420	183,910
投資その他の資産		
投資有価証券	65,935	68,721
敷金	17,988	131,511
その他	4,412	1,453
投資その他の資産合計	88,335	201,685
固定資産計	332,615	569,409
資産合計	5,637,170	3,317,808

（単位：千円）

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,651,123	15,673
短期借入金 ※ 1	400,000	—
前受金	223,554	145
未払金	270,888	272,419
未払法人税等	4,319	5,046
その他流動負債	10,659	10,487
流動負債計	2,560,544	303,772
固定負債		
資産除去債務	—	64,957
繰延税金負債	858	23,715
固定負債計	858	88,673
負債合計	2,561,403	392,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△9,049,854	△9,098,287
利益剰余金合計	△9,049,854	△9,098,287
自己株式	—	△108,342
株主資本合計	3,074,070	2,917,295
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,697	3,763
評価・換算差額等合計	1,697	3,763
新株予約権	—	4,305
純資産合計	3,075,767	2,925,363
負債純資産合計	5,637,170	3,317,808

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)	当事業年度 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)
営業収益		
運用受託報酬	580,926	535,733
委託者報酬	125,753	290,973
ソフトウェア開発売上高	865	16,800
その他営業収益	31,689	38,054
営業収益計	739,234	881,561
営業費用		
支払手数料	253,876	243,926
広告宣伝費	304,793	217,974
調査費	110,923	72,726
販売促進費	25,097	65,483
ソフトウェア開発売上原価	1,388	10,459
営業雑経費	42,465	21,258
通信費	37,766	12,805
諸会費	4,699	8,452
その他営業費用	12,000	12,000
営業費用計	750,544	643,827

（単位：千円）

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
一般管理費		
給料	460,583	733,950
役員報酬	61,710	73,456
給料手当	398,872	660,493
法定福利費	54,535	74,045
福利厚生費	3,533	4,128
採用教育費	47,474	103,147
業務委託費	424,650	672,246
交際費	2,723	2,747
消耗品費	6,161	15,633
旅費交通費	5,075	6,149
不動産賃借料	40,978	57,337
減価償却費	64,925	62,994
租税公課	1,271	1,143
諸経費	15,426	7,220
一般管理費計	1,127,341	1,740,745
営業損失（△）	△1,138,651	△1,503,012
営業外収益		
受取利息	1,231	37
受取賃貸料 ※2	4,769	1,830
投資有価証券売却益	—	3,551
雑収入 ※2	2,431	6,606
償却債権取立益	—	111,376
営業外収益計	8,432	123,402
営業外費用		
支払利息	7,600	3,069
投資有価証券売却損	487	—
為替差損	22,849	21,577
雑損失	1,061	479
固定資産除却損	129	—
営業外費用計	32,129	25,127
経常損失（△）	△1,162,348	△1,404,737

（単位：千円）

		前事業年度	当事業年度
		（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
特別利益			
事業譲渡益		—	1,420,000
特別利益計		—	1,420,000
特別損失			
減損損失	※ 4	-	36,836
子会社株式売却損		1,999	—
固定資産売却損	※ 3	—	0
特別損失計		1,999	36,836
税引前当期純損失（△）		△1,164,348	△21,575
法人税、住民税及び事業税		4,319	5,046
法人税等調整額		—	21,812
当期純損失（△）		△1,168,667	△48,432

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△7,881,186	△7,881,186	4,242,738
当期変動額						
当期純損失	－	－	－	△1,168,667	△1,168,667	△1,168,667
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△1,168,667	△1,168,667	△1,168,667
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,049,854	△9,049,854	3,074,070

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△5,271	△5,271	4,237,467
当期変動額			
当期純損失	—	—	△1,168,667
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	6,968	6,968	6,968
当期変動額合計	6,968	6,968	△1,161,699
当期末残高	1,697	1,697	3,075,767

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,049,854	△9,049,854	—	3,074,070
当期変動額							
当期純損失	—	—	—	△48,432	△48,432	—	△48,432
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△108,342	△108,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△48,432	△48,432	△108,342	△156,775
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,697	1,697	—	3,075,767
当期変動額				
当期純損失	—	—	—	△48,432
自己株式の取得	—	—	—	△108,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,066	2,066	4,305	6,371
当期変動額合計	2,066	2,066	4,305	△150,404
当期末残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。当社が請け負うソフトウェア開発案件は短期で開発が完了する案件であることから、当履行義務は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、累積的影響額が無かったため、期首の利益剰余金は加減していません。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、下記のとおりです。

（固定資産の減損）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	183,812千円
無形固定資産	183,910千円
減損損失	36,836千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断しました。なお、一部のソフトウェア仮勘定については、開発方針を変更したことに伴い将来の収益獲得が不確実となったため、減損処理を行いました。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味したAUMの積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

なお、固定資産の減損の判定に用いた見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

（非上場株式の評価）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

投資有価証券 68,721千円

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

非上場株式は当社が保有するものであります。当該非上場株式は、市場価格のない有価証券であり、取得原価をもって貸借対照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性等を鑑み相当の減損処理を検討することとしております。当事業年度末においては、投資先の経営成績、財務状況あるいはその他の情報をもとに評価を行った結果、帳簿価額が妥当であると判断し、評価損等計上しておりません。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判定について、事業計画の達成状況や、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれるAUMの積み上げ及び売上高であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

なお、非上場株式の評価に用いた見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当社は、当事業年度において東京本社の移転を取締役会にて決議いたしました。このため、移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ11,793千円増加しております。

（表示方法の変更）

前事業年度まで委託計算費56,395千円として表示しておりましたが、計上科目を見直し、業務委託費と性質が類似するものであるため、当事業年度より、業務委託費に含めて記載しております。なお、当事業年度の委託計算費は77,945千円であります。

（貸借対照表関係）

※ 1 当座貸越契約

（単位：千円）

	前事業年度 （令和 3 年 3 月 31 日現在）	当事業年度 （令和 4 年 3 月 31 日現在）
当座貸越極度額の総額	1,000,000	—
借入実行残高	—	—
差引額	1,000,000	—

（損益計算書関係）

※ 2 関係会社に対する営業外収益

（単位：千円）

	前事業年度 （自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
受取転貸料	1,360	—
業務受託料	680	—

※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
	千円	千円
工具、器具及び備品	—	0
計	—	0

※ 4 減損損失

前事業年度（自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：千円）

場所	用途	種類
東京都港区	キャッシュ・マネジメントシステム	自社利用ソフトウェア

当社は、投資運用事業の単一事業のため、事業用資産については単一のグルーピングを行っております。

当事業年度において、キャッシュ・マネジメントシステムの開発方針を変更したことから、これまでの要件定義、基本設計等の開発してきた機能の価値が低下するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（36,836千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、開発方針の変更により、今後使用する予定がなくなったソフトウェア仮勘定については、ゼロとして評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	—	—	3,000	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	41,330	—	21,500	19,830	—
合計		44,330	—	21,500	22,830	—

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第3回新株予約権の失効による減少	7,000株
第5回新株予約権の失効による減少	4,500株
第7回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	100株
第15回新株予約権の失効による減少	100株
第21回新株予約権の失効による減少	5,300株
第22回新株予約権の失効による減少	1,000株
第23回新株予約権の失効による減少	500株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株) (注)	—	21,565	—	21,565
合計(株)	—	21,565	—	21,565

(注) C種優先株式の自己株式の株式数の増加21,565株は、C種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	—	—	3,000	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,830	34,050	7,850	46,030	4,305
合計		22,830	34,050	7,850	49,030	4,305

(注) 付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	150株
第21回新株予約権の失効による減少	3,600株
第24回新株予約権の失効による減少	100株
第25回新株予約権の発行による増加	20,500株
第26回新株予約権の発行による増加	10,150株
第26回新株予約権の失効による減少	1,000株
第27回新株予約権の発行による増加	3,400株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、社債の発行はありません。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております

安全性の高い銀行預金及び証券会社への預け金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

その他、金融商品取引法の規定に基づき、顧客からの預り金等について自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

預託金は、顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法の規定に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1)預け金	970,428	970,428	—
(2)売掛金	3,608	3,608	—
(3)預託金	2,010,010	2,010,010	—
(4)投資有価証券	22,719	22,719	—
資産計	3,006,765	3,006,765	—
負債			
(1)預り金	1,651,123	1,651,123	—
(2)短期借入金	400,000	400,000	—
(3)未払金	270,888	270,888	—
負債計	2,322,011	2,322,011	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	(令和3年3月31日現在)
非上場株式	43,215
敷金	17,988
合計	61,203

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,170,217	—	—	—
預け金	970,428	—	—	—
売掛金	3,608	—	—	—
預託金	2,010,010	—	—	—
合計	5,154,263	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有しておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	131,511	131,511	—
資産計	131,511	131,511	—

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	68,721

*非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,547,893	—	—	—
預け金	26,878	—	—	—
売掛金	3,223	—	—	—
合計	2,577,995	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	131,511	131,511
資産計	—	—	131,511	131,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	その他	15,217	17,590	2,373
小計		15,217	17,590	2,373
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	その他	5,322	5,128	△193
小計		5,322	5,128	△193
合計		20,539	22,719	2,180

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。（（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項(*2)に記載の通りであります。）

当事業年度(令和4年3月31日現在)

該当事項はありません。

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）については、記載対象には含めておりません。

（（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項（*2）に記載の通りであります。）

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

売却したその他有価証券

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他	24,090	3,551	—
合計	24,090	3,551	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金	—	4,305

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社顧問 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 2名	当社顧問 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式6,000株 (注) 1	普通株式10,000株	普通株式13,284株	普通株式3,992株
付与日	平成25年12月1日	平成27年2月27日	平成27年7月29日	平成27年11月5日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成27年12月2日 至令和5年12月1日	自平成29年2月28日 至令和7年2月27日	自平成29年7月30日 至令和7年7月29日	自平成29年11月5日 至令和7年11月5日

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 3名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式150株	普通株式450株	普通株式300株	普通株式19,400株
付与日	平成29年2月9日	平成29年4月12日	平成30年3月14日	平成30年11月12日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年2月9日 至 令和9年2月8日	自 平成29年4月12日 至 令和9年4月11日	自平成30年3月14日 至令和10年3月13日	自平成30年11月12日 至令和10年11月11日

	第23回ストック・オプション	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション (有償ストック・オプション)	第26回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 2名	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式800株	普通株式600株	普通株式20,500株	普通株式10,150株
付与日	令和1年5月16日	令和1年11月14日	令和3年6月30日	令和3年7月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和1年5月16日 至 令和11年5月15日	自 令和1年11月14日 至 令和11年11月13日	自 令和3年7月1日 至 令和13年6月30日	自 令和3年7月15日 至 令和13年7月14日

	第27回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式3,400株
付与日	令和3年10月19日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和3年10月19日 至 令和13年10月18日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。
- (2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和4年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション (注)	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	6,000	3,000	1,384	346
付与	—	—	—	—
失効	—	3,000	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	6,000	—	1,384	346
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	150	150	300	8,100
付与	—	—	—	—
失効	—	150	—	3,600
権利確定	—	—	—	—
未確定残	150	—	300	4,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第 23 回 ストック・オプション	第 24 回 ストック・オプション	第 25 回 ストック・オプション (有償ストック・オプション)	第 26 回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	300	100	—	—
付与	—	—	20,500	10,150
失効	—	100	—	1,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	300	—	20,500	9,150
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第 27 回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	3,400
失効	—
権利確定	—
未確定残	3,400
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第 1 回 ストック・オプション	第 3 回 ストック・オプション	第 5 回 ストック・オプション	第 6 回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	700	6,948	10,122	10,122
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 13 回 ストック・オプション	第 14 回 ストック・オプション	第 18 回 ストック・オプション	第 21 回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	18,548	18,548	2,009	29,760
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 24 回 ストック・オプション	第 24 回 ストック・オプション	第 25 回 ストック・オプション (有償ストック・オプション)	第 26 回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	29,760	10,000	29,760	29,760
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 27 回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	29,760
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

55,800千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	2,405,878千円	2,431,936千円
減損損失	46,081	43,565
貸倒損失	41,975	8,395
その他	5,848	23,150
繰延税金資産小計	2,499,784	2,507,047
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	△2,405,878	△2,431,936
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△93,905	△75,110
評価性引当額小計	△2,499,784	△2,507,047
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△858	△1,902
資産除去債務	—	△21,812
繰延税金負債合計	△858	△23,715
繰延税金負債の純額	△858	△23,715

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金（※1）	—	—	—	—	438,648	1,967,230	2,405,878
評価性引当額	—	—	—	—	△438,648	△1,967,230	△2,405,878
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金（※1）	—	—	—	438,648	395,064	1,598,223	2,431,936
評価性引当額	—	—	—	△438,648	△395,064	△1,598,223	△2,431,936
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(令和3年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度(令和4年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(吸収分割による事業の分離)

1. 事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」という。）

(2)分離した事業の内容

証券事業

(3)事業分離を行った主な理由

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至りました。

そのうえで、THEO+docomo提携先である株式会社N T T ドコモと協議を行った結果、SMBC日興証券を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスのリリースに向けて、顧客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社N T T ドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

(4)事業分離日

2021年8月1日

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、SMBC日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割です。

2. 実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

事業譲渡益 1,420,000千円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,174,389千円
資産合計	2,174,389千円
流動負債	2,174,389千円
負債合計	2,174,389千円

(3)会計処理

本移転した資産及び負債の純額と受領対価の差額を収益計上しております。

(4)分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資運用業

(5)当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

重要性がないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	—千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	64,957
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	64,957

（セグメント情報等）**セグメント情報**

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**（1）営業収益**

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**（1）営業収益**

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社400F	東京都港区	2,000千円	ソフトウェアサービスの企画・開発及びメンテナンス業	所有直接100%	役員の兼任業務受託	資金の貸付	125,000	破産更生債権等 立替金	125,000
							費用の立替	37,533		
							受取転貸料	1,360		35,814
							業務受託料	680		

- （注） 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。
4. 株式会社400Fは2020年8月に子会社でなくなったため、関連当事者ではなくなっております。そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合については2020年7月31日時点の割合を記載しております。

（3）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（2）子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（3）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社は、「投資運用業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
投資運用事業	千円
運用受託サービス	535,733
委託業務サービス	290,973
ソフトウェア開発サービス	16,800
その他	38,054
顧客との契約から生じる収益	881,561
その他の収益	—
外部顧客への売上高	881,561

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	0.00円	0.00円
1株当たり当期純損失金額	△1,353.31円	△57.03円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
純資産の部の合計額（千円）	3,075,767	2,925,363
純資産の部から控除する金額（千円）	3,075,767	2,925,363
うちA種優先株式	—	—
うちB種優先株式	—	—
うちC種優先株式	—	—
うちD種優先株式	—	—
うちE種優先株式	3,075,767	2,925,363
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	—	—
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた普通株式数	863,558 株	841,993 株

（注3）1株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純損失（千円）	△1,168,667	△48,432
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額（千円）	△1,168,667	△48,432
期中平均株式数	863,558株	849,201.03株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	81,456株	67,099.03株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類（新株予約権の数44,330個）。	新株予約権14種類（新株予約権の数56,880個）。

（注4）当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

（後発事象）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 （令和４年９月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,887,688
預け金	26,593
売掛金	24,255
未収消費税等	38,249
その他流動資産	76,550
流動資産計	2,053,336
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	255,376
器具・備品	36,604
減価償却累計額	△24,657
有形固定資産計	267,323
無形固定資産	
ソフトウェア	56,552
ソフトウェア仮勘定	186,437
その他無形固定資産	749
無形固定資産計	243,738
投資その他の資産	
投資有価証券	5,004
敷金	113,522
その他	324
投資その他の資産合計	118,851
固定資産計	629,914
資産合計	2,683,250

（単位：千円）

当中間会計期間 (令和4年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	13,056
未払金	311,380
未払法人税等	2,419
その他流動負債	8,520
流動負債計	335,376
固定負債	
資産除去債務	65,031
繰延税金負債	21,080
固定負債計	86,112
負債合計	421,488
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△9,758,638
利益剰余金合計	△9,758,638
自己株式	△108,342
株主資本合計	2,256,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	513
評価・換算差額等合計	513
新株予約権	4,305
純資産合計	2,261,761
負債純資産合計	2,683,250

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日）	
営業収益	
運用受託報酬	211,603
委託者報酬	174,423
ソフトウェア開発売上高	10,000
その他営業収益	35,898
営業収益計	431,924
営業費用	
支払手数料	126,034
広告宣伝費	15,662
調査費	34,371
販売促進費	10,780
ソフトウェア開発売上原価	2,056
営業雑経費	4,729
通信費	3,232
諸会費	1,497
その他営業費用	6,000
営業費用計	199,634
一般管理費	
給料	372,894
役員報酬	43,955
給料手当	328,939
法定福利費	41,994
福利厚生費	2,556
採用教育費	15,608
業務委託費	360,702
交際費	2,316
消耗品費	26,882
旅費交通費	4,847
不動産賃借料	55,147
減価償却費	※ 32,241
租税公課	681
諸経費	5,631
一般管理費計	921,503
営業損失（△）	△689,213

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 令和4年4月1日	
至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取利息	10
受取賃貸料	132
償却債権取立益	25,302
雑収入	14,185
営業外収益計	39,630
営業外費用	
為替差損	2,561
雑損失	6,779
営業外費用計	9,340
経常損失（△）	△658,923
税引前中間純損失（△）	△658,923
法人税、住民税及び事業税	2,419
法人税等調整額	△991
中間純損失（△）	△660,351

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295
当中間期変動額							
中間純損失	—	—	—	△660,351	△660,351	—	△660,351
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	△660,351	△660,351	—	△660,351
当中間期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,758,638	△9,758,638	△108,342	2,256,943

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363
当中間期変動額				
中間純損失	—	—	—	△660,351
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3,250	△3,250	—	△3,250
当中間期変動額合計	△3,250	△3,250	—	△663,601
当中間期末残高	513	513	4,305	2,261,761

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。当社が請け負うソフトウェア開発案件は短期で開発が完了する案件であることから、当履行義務は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

※ 減価償却実施額

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）
有形固定資産	13,387
無形固定資産	18,853

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株)	21,565	—	—	21,565
合計(株)	21,565	—	—	21,565

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	200	—	3,200	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	46,030	200	300	45,930	4,305
合計		49,030	400	300	49,130	4,305

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

（変動事由の概要）

第21回新株予約権の失効による減少	100株
第26回新株予約権の失効による減少	200株
第28回新株予約権の発行による増加	200株
第29回新株予約権の発行による増加	200株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 （令和4年9月30日時点）	
1年内	98,930千円
1年超	123,663
合計	222,593

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	113,522	113,522
資産計	—	—	113,522	113,522

（注）1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

（注）2. 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）については次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式 ＊	5,004

＊非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間(令和4年9月30日現在)

該当事項はありません。

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）については、（金融商品関係）金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2. 売却したその他有価証券

売却したその他有価証券

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他	58,822	—	—
合計	58,822	—	—

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 中間会計期間に付与したストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第28回新株予約権 （ストック・オプション）	第29回新株予約権 （自社株式オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式200株 （注）1	普通株式200株 （注）1
付与日	令和4年7月20日	令和4年7月20日
権利確定条件	（注）2	（注）3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和4年7月20日 至 令和14年7月19日	自 令和4年7月20日 至 令和14年7月19日
権利行使価格（円）	29,760	29,760
付与日における公正な評価 単価（円）	—	—

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ①新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下、併せて「関係会社」という。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
- ②新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
- ③新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
- ④新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
- ⑤新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
- ⑥新株予約権者について相続が開始した場合。
- ⑦当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。
- ⑧新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

3. 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ①新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

- ②新株予約権者が当社と競業関係にある個人投資家向けのロボアドバイザーによる投資一任運用サービスの会社と取引を開始したと当社が合理的に判断した場合。
- ③新株予約権者が法令に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
- ④当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
期首残高	64,957千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	73
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	65,031

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

（収益認識関係）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）3.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
投資運用業	千円
運用受託サービス	211,603
委託業務サービス	174,423
ソフトウェア開発サービス	10,000
その他	35,898
顧客との契約から生じる収益	431,924
その他の収益	—
外部顧客への売上高	431,924

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり純資産額	△9,300.73円
1株当たり中間純損失金額	△784.27円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (令和４年９月30日)
純資産の部の合計額（千円）	2,261,761
純資産の部から控除する金額（千円）	10,092,911
うち新株予約権	4,305
うちA種優先株式	260,984
うちB種優先株式	1,509,938
うちC種優先株式	1,110,858
うちD種優先株式	1,506,862
うちE種優先株式	5,699,962
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	△7,831,149
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 中間期末の株式数	841,993株

（注）３．１株当たり中間純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和４年４月１日 至 令和４年９月30日)
中間純損失（千円）	△660,351
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間純損失金額（千円）	△660,351
期中平均株式数（株）	841,993
うち普通株式	201,500
うちA種優先株式	75,125
うちB種優先株式	154,691
うちC種優先株式	59,891
うちD種優先株式	74,972
うちE種優先株式	191,531
うちX種株式	84,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類（新株予約権の数49,430個）。

（注）４．当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり中間純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、残余財産の分配に優先的な権利を有する株式の払込金額を純資産の部の合計額から控除しています。

（後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月24日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松 田 好 弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月21日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松田好弘
業務執行社員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年4月28日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松田好弘
業務執行社員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているお金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンドの2022年9月13日から2023年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンドの2023年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社お金のデザイン及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社お金のデザイン及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。